

福島県副業・兼業プロフェッショナル人材活用促進事業補助金

福島県プロフェッショナル人材戦略拠点を利用して初めてプロ人材を**副業・兼業形態で活用**した場合、紹介手数料、報酬、交通費等を補助します。

- 福島県では、県内企業の新商品開発、販路開拓、生産性向上等、成長戦略の実現に必要なプロフェッショナル人材（プロ人材）採用のサポートをしています。

【対象企業】

以下のすべてに該当する企業

- ・ 福島県内に事業所または事務所を有する中堅・中小企業^{※1}（みなし大企業^{※2}を除きます。）
- ・ 福島県プロフェッショナル人材戦略拠点（プロ拠点）を通して、副業・兼業形態のプロ人材（副業・兼業プロ人材^{※3}）を新たに活用した企業
- ・ 過去にプロ人材拠点を通して、副業・兼業プロ人材の活用をしたことのない企業
- ・ 暴力団に関する規定等、その他補助対象外とする県の規定に該当しない企業

【補助対象経費】（税抜き）

令和8年4月1日から令和9年2月末日までの間で、連続した**6か月間**以内に支出した以下の経費

- ・ プロ拠点に登録された人材ビジネス事業者に支払った紹介手数料
- ・ プロ人材への報酬
- ・ プロ人材の活用に係る交通費（往復交通費1万円以上）及び宿泊費^{※4}

【補助率】

補助対象経費の**10分の8以内**

【補助上限額】

プロ人材 1人あたり**50万円**

【補助対象人数】

18名程度（1事業者につき1名まで）

【申請期限】

プロ人材の活用開始後、速やかに交付申請書を県に提出してください。

◎ 補助要件を満たさない場合は補助金の支払いができません。

また、支給する補助金の総額が予算額に達した等により補助金の支払いができない場合もありますので、交付申請をする場合は、あらかじめご相談願います。

※1～4についての本補助金における定義等は、裏面をご確認ください。

◇ お問い合わせ先

福島県経営金融課 電話 024-521-7288

mail : keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp

◆ 中堅・中小企業（※1）

・ 中小企業

下記区分ごとの「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員数（※）」のいずれかを満たす会社及び個人

| 主たる事業として営んでいる業種 | 資本金の額又は出資の総額 | 常時利用する従業員の数 |
|---|--------------|-------------|
| 製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外） | 3億円以下 | 300人以下 |
| ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く） | 3億円以下 | 900人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| サービス業（以下の3業種を除く） | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| ソフトウェア業又は情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 旅館業 | 5,000万円以下 | 200人以下 |
| 小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 |

・ 中堅企業

常時使用する従業員の数（※）が2,000人以下の会社及び個人（中小企業を除く。）

〔※ 事業主、法人の役員、臨時の従業員は含めません。ただし、パート、アルバイト等、名目は臨時であっても解雇予告を必要とする人員は含めます。〕

◆ みなし大企業（※2）

「発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること」、「発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること」、「大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていること」のいずれかに該当する事業者

◆ 副業・兼業プロ人材（※3）

補助対象となる副業・兼業プロ人材には、以下の制限がありますのでご確認願います。

- ① 副業・兼業で活用する期間が6か月以内であること。
- ② 当該人材が受入企業において、補助金の交付申請を行う日の前日から過去3年間に雇用関係、出向、派遣、又は請負により就労したことがある者でないこと。
- ③ 受入企業との間に資本関係を有する事業者で雇用されている者でないこと。
- ④ 新規学卒者でないこと。
- ⑤ 受入企業の業務を担う実務経験が通算して3年以上ある者であること。

◆ プロ人材の活用に係る交通費（往復交通費1万円以上）及び宿泊費（※4）

当該人材が日本国外から県内へ移動する場合、又は1回の往復移動に伴う交通費（宿泊費は含めない）の実費負担が1万円未満の場合は補助対象外とする。

なお、交通費は出発地（原則として自宅）から福島県内の最初の目的地（県内の事業所等の所在地等）までの往復交通費で、公共交通機関利用料及び自家用車の高速道路利用料として、合理的な経路及び経済的な利用料金であること。レンタカー及び自家用車の借入費・燃料代等に要する経費は対象外とする。